鉄鋼研究振興助成規程

(目的)

第1条 本規程は、日本鉄鋼協会(以下「本会」)が行う鉄鋼研究振興助成制度(以下「振興助成」) がその趣旨の達成のために必要な制度運営について定める。

(制度趣旨)

第2条 大学等における鉄鋼研究の活性化のため、鉄鋼の基礎的研究・基盤的研究活動を助成する。 併せて優れた学生が鉄鋼研究に魅力を感じ受給者のもとに参集することを支援する。

(対象者)

- 第3条 研究期間中、日本の国立大学、公私立大学、工業高等専門学校等の教育機関または研究機関に所属し、日本国内で研究に従事する研究者(学生は含まない)であり、国籍は問わないものとする。
 - 2. 本会の会員以外の者も応募できるが、採択された場合には本会に入会することを条件とする。

(予算)

- 第4条 鉄鋼研究振興及び表彰事業資金による特別会計とする。
 - 2. 年度ごとの予算総額は「助成事業規程」第5条第3項から第6項の規定に従い定める。

(募集)

- 第5条 個人を対象とする公募を原則とする。
 - 2. 過去の不採択テーマの再応募も認める。
 - 3. 過去に受給したものと同一のテーマでの応募も認める。但し、研究期間中の再応募は不可とする。

(選考)

- 第6条 鉄鋼研究振興助成委員会(以下「委員会」)による審査にて1次選考をおこない、理事会に て最終議決とする。選考にあたり、中長期的かつ継続的観点を基礎とし学術に重点を置き、 若手育成・地方振興にも配慮する。
 - 2. 前項1次選考が総合的な観点から行われることを確保するため、応募者名を事前に委員会 委員に開示する。
 - 3. 前項の1次選考において順位付けをおこない、原則として上位35位以内を採択する。前 条第3項に該当する場合は、この順位付けにおいて当該最終報告書の内容を考慮する。ま た、順位に関わらず受給実績も考慮して選考することができるものとする。
 - 4. 前項に規定する採択数は、応募テーマの内容、支給する年度の予算総額等を考慮して増減できるものとする。
 - 5. 総採択数の半数を、選考時において35歳以下の応募者に対する優先枠とする。但し、優先枠の数は委員会の判断により増減できるものとし、その上限は総採択数の2/3とする。
 - 6.35歳以下で選考された1名には、「石原・浅田研究助成」の名称を重ねて付与する。
 - 7. 委員会委員は、学会部門の各学術部会および生産技術部門より選出し委員長が委嘱する、 委員長は、原則として理事から選出する。

(支給)

- 第7条 前条第3項の規程による順位付けに基づき、原則として次の各号に定める額を目安とし、 委員会にて支給額案を作成し、初年度に一括して支給する。
 - 一 1位 ~ 10位 300万円
 - 二 11位 ~ 20位 200万円
 - 三 21位 ~ 100万円
 - 2. 支給の形態は、奨学寄附金とする。
 - 3. 第1項の支給額は、次の各号に該当する場合には委員会の判断により増減できるものとする。
 - 一 前条第4項により採択数が増減された場合
 - 二 支給額が申請額を超える場合
 - 三 その他合理的な理由がある場合

(研究期間)

第8条 研究期間は原則2年間とする。

(評価)

- 第9条 受給者は研究期間終了後、直ちに終了報告書を委員会に提出し、その評価を受けなければ ならない。
 - 2. 前項に加え、受給者は受給開始から4年以内に以下の各号を履行する。
 - 一 本会の講演大会における発表
 - 二 本会論文誌への投稿(投稿が困難な場合には、委員会の審議を経て条件を見直すことができる)
 - 3. 委員会は、第1項の終了報告書の内容の評価結果を、「助成事業規程」第6条第1項の規定 に従い、関連する学術部会長に送付する。
 - 4. 第1項及び第2項各号の義務が一つでも履行されない場合、当該受給者が本助成の以後の 受給対象に採択された場合であっても、本会はその決定を取り消すことができる。

(その他)

- 第10条 本規程の施行及び本助成の実施に際し必要とされる詳細事項は別に定める。
- 第11条 本規程の制定・改廃は理事会の議決による。

附則

(移行措置)

- 第1条 本規程は、平成24年8月1日より施行する。
- 第2条 本規程が施行前に採択されたテーマについても本規程施行後は本規程を準用し、その評価、 研究会への推奨等を行うものとする。

(平成28年11月29日一部変更理事会議定、即日施行) (2022年 2月16日一部変更理事会議定、即日施行)